

《4》事業者への提言

3) 職場で感染のハイリスク事故が発生したときの対応

4. 検査結果は感染者および感染源となった者のみ伝達すること。双方以外が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることがないような体制とすること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	33 91.7%	0 0.0%	3 8.3%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	29 96.7%	0 0.0%	1 3.3%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	29 87.9%	2 6.1%	2 6.1%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	147 94.8%	2 1.3%	2 1.3%	4 2.6%
合計	505	254	50.3%	238 93.7%	4 1.6%	8 3.1%	4 1.6%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・ 感染しやすい職場に対して実施する ・ 肝炎ウイルス対策の重要な職務とそうでない職務がある。 ・ 職場での感染拡大の起これのあるときはラインでも予防が必要。個人が特定できないようにして知らせる。 ・ 理想的です				1 1 1 1
不要 ・ 一般の職場で感染のハイリスク事故は考えにくく、すべての事業者に提言する必要があると思えない ・ 全例感染源の特定、断定は困難			1	1
修正が必要 ・ 「感染者および感染源となった者のみ」→「感染者および感染源となった者、職場管理者のみ」 ・ 「情報が不用意に漏洩することのない体制とする」 ・ 《4》1)3と同じ ・ 感染者の結果を感染源となった者に伝える必要はない ・ 事業者、安全管理者は承知するべきである ・ 事業主、産業医も知った上で対策を講ずるほうがよいのでは？	1 1 1		1	1 1

《4》事業者への提言

4) ウイルス肝炎の教育

1. 新入社員教育研修やその他の各種研修・教育のプログラムの中にウイルス肝炎に関する教育を組み入れること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	27 75.0%	3 8.3%	6 16.7%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	23 76.7%	3 10.0%	4 13.3%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	27 81.8%	3 9.1%	3 9.1%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	130 83.9%	14 9.0%	8 5.2%	3 1.9%
合計	505	254	50.3%	207 81.5%	23 9.1%	21 8.3%	3 1.2%

	専属産業医	嘱託産業医	産業保健推進センター	地域産業保健センター
同意できる ・ HCVについてはHIVと同等の知識の充実を図る ・ 中小企業では、ウイルス検査は就業上の措置とプライバシー保護の観点から実施困難であろう。		1		1
不要 ・ ハイリスク職場など職場によっては必要 ・ 肝炎のみ特別に扱うべきではない ・ 肝炎以外にも必要な教育がある。教育は肝炎だけでよいのか？ ・ 血液を介して感染するすべての疾病をカバーすべき ・ 現状で十分対応は可能 ・ 実際にはあまり効果はない。全国民的教育が必要。国および区市町村単位での教育が望まれる。 ・ 新入社員の年代にはウイルス感染者が少ない ・ 必ず必要というわけではない。時間が無限にあるわけではないから。 ・ 必要ない ・ 必要な人のみ。全員に教育する必要はない ・ 不安が差別を助長する	1	1		1
修正が必要 ・ 「ウイルス肝炎に関する」→「必要があれば、ウイルス肝炎に関する」 ・ 「ウイルス肝炎に関する」→「必要に応じて、ウイルス肝炎に関する」 ・ 「感染の機会を有する職場においては」追加 ・ 「必要があれば」追加 ・ 4.4.1+4.4.2「各種教育・研修プログラムの中にウイルス肝炎に関する教育を組み入れ、職場内でのウイルス肝炎の予防と就業上の配慮等に関する知識を持たせること」 （地域や職場によってウイルス肝炎の重要度が異なる。 教育については具体的な内容を示す必要はない） ・ ウイルス肝炎だけを行っても意味がない。HIVなど血液感染症 ・ 全体について教育を行うべき ・ すべての職種で行う必要はない ・ ハイリスク職名に限定する ・ 医療関係者でない限り、一度の検査のみで十分である ・ 感染リスクの高い職場で実施する ・ 感染リスクの高い職場のみに限るもしくは感染者のみとするか ・ 肝炎よりもHIVの教育が優先 ・ 業種による ・ 新入社員教育研修で実施することは難しいと思われる ・ 新入社員のやるべき研修が多い。STD教育として包括するのであればよい。 ・ 必要に応じて ・ 標準プログラムがあれば可能 ・ 病院等のリスクの高い職場に限るべき	1	1	1	1

《4》事業者への提言

4) ウイルス肝炎の教育

2. 管理監督者へのウイルス肝炎の健康教育により、不安や偏見をもたずに部下への対応を行わせること。
また、職場内でのウイルス肝炎の予防と就業上の配慮等に関する知識を持たせること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	32 88.9%	2 5.6%	2 5.6%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	27 90.0%	0 0.0%	3 10.0%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	31 93.9%	2 6.1%	1 3.0%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	146 94.2%	3 1.9%	3 1.9%	3 1.9%
合計	505	254	50.3%	236 92.9%	7 2.8%	9 3.5%	3 1.2%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・ 《4》1)1で十分である				1
不要 ・ ウイルス肝炎に限らず、就業上の配慮を求める場合、病名を伝える必要はなく、健診や健康相談の結果として措置内容を伝えれば十分である。 ・ 現状で十分対応は可能 ・ 個別対応で十分 ・ 不安が差別を助長する	1 1		1	1
修正が必要 ・ 「また、～」削除 ・ 「必要があれば～」挿入 ・ 「不安や偏見を持たずに部下への対応を行わせるために管理監督者へのウイルス肝炎の健康教育を行うこと」(教育の実施を促す表現) ・ 感染リスクの高い職場のみに限るもしくは感染者のみとするか ・ 現実問題として理想どおりに行くとはいえない。 企業は営利追求をしているから ・ 病院等のリスクの高い職場に限るべき	1		1	1 1

《4》事業者への提言

5) 就業上の措置

1. 就業適性は労働者の健康状態と業務との相対的な関係で評価すること。

すなわち、ウイルス肝炎に感染している労働者は一律に就業を禁止するというような基準を設けてはならないこと。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	35 97.2%	0 0.0%	1 2.8%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	30 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	30 90.9%	1 3.0%	2 6.1%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	147 94.8%	4 2.6%	1 0.6%	3 1.9%
合計	505	254	50.3%	242 95.3%	5 2.0%	4 1.6%	3 1.2%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・ 《3》2)1と同義 ・ 行政の任務とは思えない ・ 本人と上司の話し合いで決定する	1			1
不要 ・ 他の慢性疾患同様、差別しないのは当然である ・ 提言に値しない			1	1
修正が必要 ・ 「相対的な関係」の意味が分からない ・ 意味が分からない ・ 前半の表現が分かりにくい	1		1 1	1

《4》事業者への提言

5) 就業上の措置

2. 適正配置に関する規定は労働法規、労使協定、就業規則など上位の規定に基づいたものとする。

	総数	返信数	回収率	同意		不要		修正		無回答	
専属産業医	55	36	65.5%	31	86.1%	3	8.3%	1	2.8%	0	0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	28	93.3%	0	0.0%	1	3.3%	0	0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	29	87.9%	2	6.1%	2	6.1%	0	0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	142	91.6%	6	3.9%	2	1.3%	3	1.9%
合計	505	254	50.3%	230	90.6%	11	4.3%	6	2.4%	3	1.2%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
回答なし ・ 意味不明 ・ 内容が理解できない	1			1
不要 ・ 規定のある企業、規定のない企業がある ・ 提言に値しない ・ 当然のことである ・ 労働法規のみでよい(健康診断後の措置や病者への配慮等)	1		1	
修正が必要 ・ 「上位の規定」→「事業所、衛生管理者、産業医、本人の意志に基づいて」 ・ 「上位の規定」→「等の規定」 ・ 具体的に述べたほうがよい ・ 上位の規定に基づき、産業医、主治医の意見も考慮したほうがよいのでは？ ・ 抽象的で分かりにくい ・ 適正配置は一概に決められないと思います		1	1	1

＜4＞事業者への提言

5) 就業上の措置

3 ウイルス肝炎による就業上の措置に関与した人事や衛生の担当者は労働者のプライバシー保護に十分留意し、情報を保管する場合は、守秘義務のないものが勝手に閲覧したり、目的外に利用されたりしないように安全保護を徹底して保管すること。

	総数	返信数	回収率
専属産業医	55	36	65.5%
嘱託産業医	56	30	53.6%
産業保健推進センター	47	33	70.2%
地域産業保健センター	347	155	44.7%
合計	505	254	50.3%

	同意	不要	修正	無回答
	35 97.2%	0 0.0%	1 2.8%	0 0.0%
	29 96.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.3%
	33 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	146 94.2%	1 0.6%	3 1.9%	5 3.2%
	243 95.7%	1 0.4%	4 1.6%	6 2.4%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・ 他の検査情報と同様である ・ 同意するが、現実的に就業上のマニュアル作成がすべての職場に当てはまるものなのか疑問である。 ・ 望ましいことである。			1	1 1
修正が必要 ・ 医療福祉関係以外の業種では、プライバシーについて侵害の危惧のあるものは自己管理として、事業者は取り扱わない。 ・ 守秘義務のない人しかしない事業所はどうするのか ・ 守秘義務を行うためには守秘義務の守られなかった場合の罰則規定の定めが必要 ・ 理解できるか理想どおりはできない	1			1 1 1

《4》事業者への提言

6) 医療職との連携

産業医が選任されている事業所

1. 事業者はウイルス肝炎に対して、以下の内容について産業医と十分な連携をとり、協力すること。

- 1) ウイルス検査
- 2) 一次感染の予防
- 3) 職場で感染のハイリスク事故が発生したときの対応
- 4) ウイルス肝炎の教育
- 5) 就業上の措置

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	30 83.3%	0 0.0%	6 16.7%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	29 96.7%	0 0.0%	1 3.3%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	30 90.9%	0 0.0%	3 9.1%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	144 92.9%	4 2.6%	4 2.6%	3 1.9%
合計	505	254	50.3%	233 91.7%	4 1.6%	14 5.5%	3 1.2%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・ マニュアルの作成				1
不要 ・ 提言に値しない				1
修正が必要 ・ 「1)ウイルス検査」削除(必要があれば実施する) ・ 「1)ウイルス検査」削除が「1)ウイルス検査の意義」とする ・ 「3)～発生したときの対応」→「発生したときの原因の把握、経過観察、対応」 ・ 「3)職場での感染のハイリスク事故が発生した時の対応、5)就業上の措置」のみでよい ・ 「産業医」→「産業保健専門職」 ・ 1)ウイルス検査は不要 ・ 1)は不要 ・ 2)一次感染の予防、3)職場で感染のハイリスク事故が発生したときの対応、5)就業上の措置に関するガイドラインを示すべき(具体的例示が欲しい) ・ 3)は医療機関などでは感染予防委員会が実施している ・ プライバシー保護を追加すべき ・ 一般の労働安全衛生の体系で十分	1	1	1	1

《4》事業者への提言

6) 医療職との連携

産業医を選任する義務のない事業所

1. 事業者は地域産業保健センターの相談窓口等を利用して、以下について情報を収集するよう努めること

- 1) ウイルス検査
- 2) 一次感染の予防
- 3) 職場で感染のハイリスク事故が発生したときの対応
- 4) ウイルス肝炎の教育
- 5) 就業上の措置

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	28 77.8%	2 5.6%	6 16.7%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	29 96.7%	1 3.3%	0 0.0%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	29 87.9%	0 0.0%	3 9.1%	1 3.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	138 89.0%	4 2.6%	8 5.2%	5 3.2%
合計	505	254	50.3%	224 88.2%	7 2.8%	17 6.7%	6 2.4%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
回答なし ・ 地域センターには対応能力の格差が極めて大きく、現時点ではなかなか問題が多い			1	
同意できる ・ 市町村成人検診項目に含まれているか調査し、その検診を受けるように指導することも必要 ・ 事業者への教育も必要ではあるが、事業者が検査を行った場合、結果を事業所が管理することにはならないか？		1		1
不要 ・ 産業医がいなければ、個人に任せるべき ・ 実行不能である ・ 実際上は難しい ・ 地域産業保健センターは役に立たない ・ 提言に値しない	1			1
修正が必要 ・ 「1)ウイルス検査」削除か「1)ウイルス検査の意義」とする ・ 「3)～発生したときの対応」→「発生したときの原因の把握、経過観察、対応」 ・ 「産業医」→「産業保健専門職」 ・ 1)ウイルス検査は不要 ・ 1)ウイルス検査は不要 ・ 1)は不要 ・ 3)は医療機関が対処するほうがベターである ・ プライバシー保護を追加すべき ・ 個々の同意や協力が得られないことがある ・ 主治医は？ ・ 専門の医療機関とも十分連携をとること。 ・ 地域産業保健センターでどれだけ実施できるか不明 ・ 労働者への情報提供を行うこと	1 1 1		1 1	1 1 1 1

《5》行政への提言

1 職域での慢性肝炎の増悪因子を明らかにすること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	28 77.8%	3 8.3%	2 5.6%	3 8.3%
嘱託産業医	56	30	53.6%	27 90.0%	0 0.0%	2 6.7%	1 3.3%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	27 81.8%	4 12.1%	0 0.0%	2 6.1%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	131 84.5%	17 11.0%	4 2.6%	3 1.9%
合計	505	254	50.3%	213 83.9%	24 9.4%	8 3.1%	9 3.5%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
回答なし ・ 増悪因子が明らかにされていない現時点では、《2》1～3、《4》1)、5)を 実行することが困難である。		1		
同意できる ・ 行政のみで解明できるかが疑問			1	
不要 ・ ウイルス性肝炎とは直接的ではない ・ 医療従事者意外では職域での感染の機会はないと思われる ・ 医療職が検討すべき課題である ・ 過激に解釈されれば差別につながる ・ 学問の進歩に伴い自ずから方向は決まるので実行する必要はない。 研究と現実社会の差を考える必要がある。 ・ 個別に対応すればよい ・ 行政が関与する必要があるのか？ ・ 行政への提言内容であるか疑問 ・ 職域での増悪因子は一般的にはない ・ 職域に増悪因子があるのか？それに税金を使うのか？ ・ 日本肝臓学会の提言をすすめる ・ 明白である	1			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
修正が必要 ・ 「行政」→「学会」ではないか？ ・ アルコールなど薬物以外で確実な増悪因子があるのか？ ・ その都度判断で ・ 検査費用の補助を要求すべき ・ 行政のできることではない気がする。検討委員会の設置？ ・ 国の過大費用をかけずに行うこと ・ 職域に限定する必要はない ・ 増悪因子が判明し、それを持って本人に就業制限を課した際、本人がそれを 拒否したらどうするか？	1			1 1 1 1 1 1 1

《5》行政への提言
考えられる増悪因子を挙げてください。

	専属産業医	嘱託産業医	産業保健推 進センター	地域産業保 健センター	合計
1 有機溶剤	6	5	2	6	19
2 特定化学物質	2	5	3	2	12
3 有害業務	1	0	0	2	3
4 暑熱環境	0	0	0	2	2
5 職場環境	0	0	0	1	1
6 労働強度	2	4	1	1	8
7 過重労働	5	6	9	19	39
8 労働時間	7	3	0	4	14
9 深夜勤務	1	1	2	3	7
10 労働形態	0	1	0	0	1
11 交替勤務	3	3	1	3	10
12 過労、疲労	0	4	5	19	28
13 ストレス	2	4	3	11	20
14 生活習慣	0	1	0	2	3
15 飲酒	11	7	6	20	44
16 薬剤	1	1	1	3	6
17 食事	0	0	0	3	3
18 食事(偏食)	0	0	0	1	1
19 食事(過食)	1	1	0	0	2
20 食事(栄養不足)	0	0	1	2	3
21 食事(不規則)	0	0	0	1	1
22 接待	2	0	0	3	5
23 肥満	0	1	0	1	2
24 喫煙	0	0	0	2	2
25 睡眠不足	0	0	2	3	5
26 血液汚染	0	0	0	3	3
27 治療中断	1	0	0	0	1
28 治療困難な状態	0	0	1	1	2
29 病識不足	0	0	1	2	3
30 その他	1	1	0	1	3

＜6＞この提言の拡大解釈

1 本提言は原則として既知の肝炎ウイルスであるB型肝炎ウイルスおよびC型肝炎ウイルス感染者を、対象とした提言であるが未だに病原体が同定されていないウイルスが疑われる慢性肝炎についても拡大適用されることが望まれる。

	総数	返信数	回収率
専属産業医	55	36	65.5%
嘱託産業医	56	30	53.6%
産業保健推進センター	47	33	70.2%
地域産業保健センター	347	155	44.7%
合計	505	254	50.3%

	同意	不要	修正	無回答
	26 72.2%	7 19.4%	2 5.6%	1 2.8%
	20 66.7%	3 10.0%	4 13.3%	3 10.0%
	23 69.7%	8 24.2%	1 3.0%	1 3.0%
	121 78.1%	21 13.5%	9 5.8%	4 2.6%
	190 74.8%	39 15.4%	16 6.3%	9 3.5%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
回答なし				
・ 肝炎のみの拡大でいいのか？		1		
同意できる				
・ 学問の進歩と追隨していくのであるから直ちに拡大できるかどうか疑問			1	
不要				
・ HBV、HCV以外は慢性化しない				1
・ アルコール性肝障害が残るので、現状ではHBV、HCVのみで十分				1
・ ウイルスは同定されてからのほうがよい		1		
・ ケースバイケースである				1
・ まず、HBV、HCVを対象にするべき				1
・ 医学的に解明されてからのほうがよい				1
・ 医学的根拠が乏しい	1			
・ 因果がはっきりわかっていることだけが望ましい	1			
・ 何を指しているかが不明		1		
・ 拡大適用が望まれるが否か不明である				1
・ 拡大適用の範囲が不明。対象となる疾患が定まらなくては対策が難しい。 肝炎のみでなく、普遍的な疾病の取り扱いの提言が可能であるならそのほうがよい。	1			
・ 既知の肝炎ウイルスだけでなく、無用の不安やプライバシーを 侵害しかねない検査をしてしまう。			1	
・ 原因、対応策がはっきりしていないものに適用するべきではない。 不安を助長させるだけである。		1		
・ 際限がなくなり、産業医に対しても無理な要求である				1
・ 産業医として適切な説明ができないので不要				1
・ 時期尚早	1			
・ 時期尚早である			1	
・ 慎重であったほうがよい				1
・ 提言のウイルス検査が何を意味するのか分からなくなる	1			
・ 適応拡大されすぎで、不安を増大する				1
・ 同定されていないウイルスについてまでさまざまなルールを作るのはいかがかと思われる。			1	
・ 漠然としている				1
・ 費用が増加する。必要があればチェックする				1
・ 病原体が同定されないウイルスによる肝炎は日本ではきわめて稀。 職場が混乱するので不要。	1			
・ 不安を助長する	1			
・ 不安を与えるだけである。				1
・ 不明な時点では必要以上の不安を与え混乱の原因になるのではと思います				1
・ 未知のウイルスということで偏見を生む			1	
・ 未知のウイルスについては性質が分からないので提言できない			1	

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
修正が必要				
・ いたずらに拡大適用するべきではないと思いますが、それなりに科学的根拠がある場合であれば準用すればよい		1		
・ ウイルス性肝炎以外の肝炎も存在する				1
・ どこまでが拡大解釈されるのかが不明でわかりにくい	1			
・ どのような状態を対象とするのかが不明瞭。はっきりさせる必要がある				1
・ 因果関係のあるものに限る				1
・ 肝炎に限らず…	1			
・ 原則的に同意するが、個別には適用条件の検討が必要			1	
・ 職域でのウイルス性肝炎とその他の薬剤性肝炎や化学物質による肝炎との鑑別は困難である		1		
・ 同意できない				1
・ 病原体が同定されていなければ、測定不能である		1		
・ 病原体が同定されてからでもよいのでは		1		
・ 不安を与えるだけなので、病原体が同定されてからでもよい				1
・ 慢性肝炎のみというのはいかがでしょうか？				1
・ 未だ同定されていないウイルスについては適用するべきではない				1
・ 労働者のための治療法が決定していないときにどこまで事業所や産業医が知っておくべきなのか、有益なのかは不明である				1

《7》上記以外に必要と思われる提言やご意見があれば、下記にご記入ください。

専属産業医

- ・ 国民への教育としてコマーシャルするべき
- ・ 産業医・産業保健スタッフ自身に対するウイルス検査も。
- ・ 意義のある研究と思います。結果を教えてください。
- ・ 大企業ではすでに十分な管理がなされている。感染症に関して、職域で産業医が中心となり労働者の意志とプライバシーが尊重され、企業にもメリットとなるような活動が可能となる提言なり通達が出ることを期待する。
- ・ 時間外労働、睡眠時間、座位などは関係しあいつつ増悪因子となる印象があります
- ・ 職域に限らず、ウイルス性肝炎は行政が主体的に実施するべきであり、事業者に対応を求めるべきではない
- ・ 肝炎の有無で採用が決定されてはならぬ。

嘱託産業医

- ・ 肝炎ウイルス検査は一度は受けていただきたいので雇入れ時の項目に入れてはいかがでしょうか？
- ・ 今回の提言が確立されることを期待している
- ・ 採用時の肝炎ウイルス検査の禁止も必要である
- ・ 中小規模事業所においては提言内容を実行するための体制づくりについても盛り込むとよいのでは？
- ・ 感染リスクの低い職場では個人への対応で十分
- ・ ①各種体制は無理なく構築できればよいが、実際は困難であり、ウイルスチェックすることを促すことと反してしまふ。プライバシー保護以外の体制を構築するための必然性はないと思われる。定健と同等のプライバシーの保護は必要であろうが、安全配慮義務を遂行するための情報公開の範囲を示すことや情報を共有することも必要である。産業保健スタッフと個人との関係のみでは事業所の健康管理が成り立たない。この提言が医療関係など感染のハイリスク職場に対してのものであれば前文とも同意できる。
- ・ ②行政の対応が不均一で経費や認定、受け入れ体制を構築するべきである。
- ・ ③臨床医の対応もまちまちで不要と思われる検査や投薬を長年続けることや説明が不十分であることも多い。
- ・ ④さまざまな理由で肝炎を放置している事例も多いが、はっきりと悪化している事例もないことも事実である。

産業保健推進センター

- ・ 産業医と事業者に対する提言とするべき(50名以上の労働者がいるところは産業医が選任されているから)
- ・ 肝炎労働者といっても一人一人の原因、合併症の有無、進行度に差がある。詳細な説明は主治医よりなされるべきだと思いますが、十分理解できていない労働者が存在します。産業医としても対応もひとくりではありません。労働者、主治医、事象主それぞれの負担の軽減のために信頼度の高い産業医が存在することが必要です。
- ・ 業務上疾病、保健事業に定められた内容と整合性を持たせる必要がある。提言ではなく、行政対策として定められる必要があるのでは？
- ・ 職域外でも肝炎増悪因子の情報収集が必要と思われる。
- ・ 肝炎労働者に適した職務設計

地域産業保健センター

- ・ 感染のハイリスク事故があった場合のマニュアルの提示が必要だと思います。ウイルスの感染が分かればプライバシーを考慮しながら感染事故のないようにする努力が必要だと思いますので、少なくとも産業保健スタッフには報告することが必要。

- ・
 - ①産業医たる者安全衛生委員会に出席すべき
 - ②衛生教育は1～2回必ず行うこと
 - ③職場巡視は月1回必ず行うこと
 - ④事業主・衛生管理者とのコミュニケーションを密にすること
 - ⑤継続すること
 - ⑥情熱を持つこと
 - ⑦産業医もはたらく者の一人であることを自覚するとともに理解してもらうこと
 - ⑧常にチャレンジ精神と主に学ぶこと

- ・
 - ①職場で外傷を負った同僚が実は感染者であっても、知っているのは本人と産業医、衛生管理者であり、応急手当をしようとする同僚には知られていない場合がほとんどであるので保護具の使用ができず一次感染防止にならないことが問題である。
 - ②HBVワクチンは事業者責任ではなく、国が法制化し、強制的に接種させるべきと考える。

- ・ 血液製剤、輸血はなるべく行わず、代用血液製剤の開発が望まれます

- ・ 勉強になりました

- ・ 地域産業保健センターなどの利用に関する啓蒙

- ・ 当該労働者がリストラ等就業上不利にならないよう努めるのが肝要

- ・ ハイリスク職場を限定して基準を決めてはどうでしょう(血液を取り扱う、肝障害を起こす薬剤製品を扱うなど)

- ・ 研究としてはよいが、じっくり時間をかけて行われることが必要

- ・ 提言を作成するのは勝手だが、これをもって全国の産業医がこの提言に賛同したかの表現をされないように

- ・ ウイルス肝炎の場合、職場内や家庭内での生活指導等について産業医の果たす役割は大きいと感じています。

- ・ 項目ひとつひとつは同意できるものだが、労働者のプライバシー保護と当該労働者の病状増悪予防のための措置や他の労働者への感染予防のための措置との間には実際の場合において同等にはできない部分がある。個別指導や教育など理想ではなるが、人手や時間など限りがあり、なかなか実現困難であると思う。

- ・ 職場での肝炎対策が遅れているので、提言は必要と思うが、一方会社が疾病を利用して解雇や配置転換を実施することも多いので、検査などは会社と関係ない機関が行うのが望ましい。このアンケートはプライバシーへの配慮が少ない。新人研修で教育しても新しい仕事を覚えるのに精一杯で、かえって知ったつもりになるほうが怖い。産保センターでの肝炎の相談なども情報の保管や管理は困難である。

- ・ 定期健康診断で肝機能異常者は1回はウイルス検査を義務つける必要がある。その結果は配置転換、職場環境の改善が必要なもの意外は医師から本人に直接伝えるような守秘義務は必要。

- ・ 定期健康診断における肝機能障害の有所見率が高いこと、IFNIによる医療費が増大していることから肝炎の予防・早期発見・早期治療に努めていきたい

- ・ 産業医および健康管理に携わるパラメディカルの教育が必要

- ・ 肝炎患者は多大な医療費のために十分な医療を受けていない者がいる。行政からの助成が必要と考える。

- ・ 職場での飲酒についての講演会や広報を通しての指導が必要。若い女性の飲酒の機会も増えている。

- ・ 感染者に対して過保護にならないように気をつけること

肝炎労働者の健康管理に関する提言アンケート

1. アンケート回答方法

このアンケートは全 10 ページあります。

このアンケートでは以下のように、提言の対象別に分けています。

- ＜1＞ (国から) 労働者への提言
- ＜2＞ (国から) 肝炎労働者への提言
- ＜3＞ (国から) 産業医等への提言
- ＜4＞ (国から) 事業者への提言
- ＜5＞ 行政への提言
- ＜6＞ 拡大解釈

提言が左ページに、回答欄が右ページにあります。それぞれの項目について、右ページの回答欄にご回答ください。

先生ご自身の産業保健活動を踏まえてお答えください。

- 1) 文章の内容に対して実施可能または、問題ないと考えられる場合
右ページの「同意」欄に○を記してください。
- 2) 文章の内容に対して実施できないまたは、必要がないと考えられる場合
右ページの「不要」欄に○を記しその理由を「不要の理由または修正の内容」に記載してください。
- 3) 文章の内容の一部を変更すれば実施可能、問題ないと考えられる場合
右ページの「修正」に○を記しその理由を「不要の理由または修正の内容」に記載してください。
- 4) ＜1＞の2、＜2＞の3、＜5＞の1にはさらに質問に対する回答を記入してください。
- 5) ＜7＞にはご意見などをご自由に記入してください。

2. アンケート返信方法

同封の返信用封筒にて返信ください。

3. アンケートの期限

勝手ながら 2 月 16 日 (月) までをお願いいたします。

以上

ご意見窓口・ご連絡先

〒807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘 1-1

産業医科大学 医学部 衛生学

鈴木 理恵

TEL: 093-691-7429

FAX: 093-691-9341

e-mail: riec-sgy@umin.ac.jp

肝炎労働者の健康管理に関する提言アンケート

本調査票における肝炎労働者とは急性、慢性の B 型・C 型肝炎および無症候性キャリアである労働者を指し、治癒後の再発例を含む。

《1》労働者(肝炎ウイルスに感染していない、あるいは感染の有無が分からない)への提言

1. 一生に一度は何らかの機会に自身の肝炎ウイルス保有の有無を確認するよう努めること。職場でウイルス検査が実施されている場合は利用することが望ましい。
2. 医療現場など肝炎に感染するリスクが高い職場では、B型肝炎ワクチンの接種など、事業者が行う感染の予防措置に協力すること。
3. 職場で感染のハイリスク事故が発生したときは、産業医および事業者に報告し、事業者が行う事後措置に協力すること。
4. 職場以外で感染のリスクがある(あった)と思われるときは、産業医または医療機関に相談することが望ましい。

《2》労働者(肝炎ウイルスに感染している(無症候性キャリアを含む))への提言

1. 主治医の指示にしたがって定期的な検査や必要な治療を確実に受けること。
2. 主治医に対して、職場環境や業務から受ける身体への負荷に関する情報を伝達すること。
3. 就業しながら治療を継続するために必要な職場の配慮について(通院への配慮など)主治医と十分に相談すること。
4. 産業医に対して、感染の状態や病状に影響する可能性のある職場環境や業務に関する配慮および改善について必要に応じて相談すること。
5. 自分が肝炎ウイルスに感染していることを職場にどの程度知らせたほうがよいか迷う場合には産業医に相談すること。

回答欄

文章の内容に対して実施可能または、問題ないと考えられる場合

「同意」欄に○を記してください。

文章の内容に対して実施できないまたは、必要がないと考えられる場合

「不要」欄に○を記しその理由を「不要の理由または修正の内容」に記載してください。

文章の内容の一部を変更すれば実施可能、問題ないと考えられる場合

「修正」に○を記しその理由を「不要の理由または修正の内容」に記載してください。

《1》労働者(肝炎ウイルスに感染していない、あるいは感染の有無が分からない)への提言

No	同意	不要	修正	不要の理由または修正の内容
1				
2				医療現場の他に、肝炎に感染するリスクが高いと考えられる職場を挙げてください。 (所属されている事業所以外でもかまいません)
3				
4				

《2》労働者(肝炎ウイルスに感染している(無症候性キャリアを含む))への提言

No	同意	不要	修正	不要の理由または修正の内容
1				
2				
3				職場への配慮として労働者からどのようなことを求められると考えられますか？
4				
5				

《3》産業医等への提言

ここでいう「産業医等」とは、産業医を選任する義務のない事業所にあつては、地域産業保健センター事業により登録されている医師等の産業医として選任される要件を備えた医師をさす（厚生労働省「過重労働による健康障害防止のための総合対策」平成14年2月より引用）。

1) ウイルス検査

1. 職域におけるウイルス検査で感染が疑われる場合には、当該労働者に対し、肝炎ウイルス検査結果の意味を説明すること。
2. 労働安全衛生法に基づく健康診断の結果、肝炎ウイルス感染が疑われる場合には、当該労働者に対し、肝炎ウイルス検査の意義を説明し、医療機関への受診を促すこと。
3. 健康相談等の機会に、本人から職域以外で実施したウイルス検査の結果から肝炎ウイルス感染が疑われる旨の申告があった場合は、その内容を医療職の守秘義務のかかった診療録や個別保健記録に記載すること。

2) 就労に関する意見

1. 事例ごとに職場環境や業務を確認のうえ就業上の措置が必要かどうかについて判断し、必要な場合にはプライバシーに配慮し、就業上の措置の必要性を事業者に助言すること。
2. 無症候性キャリアである労働者には、原則として事業者就業上の措置を求めないこと。一方、定期的な通院検査等の保健指導を行うこと。
3. 肝炎の病状だけでなく、職場環境や業務も考慮して就労上の意見を述べること。
4. 肝硬変と診断されている労働者には、病状の自覚を求めるとともに、事業者になるべく心身の安静度が高い作業に従事させるよう就業上の措置を求めること。
5. 病状が進行した労働者に対しては、肝炎（肝硬変を含む）を増悪させる可能性がある有害要因を原則として排除すること。

3) 相談・保健指導

1. 看護職などの協力を得て、労働者が相談や指導を受け易い医療職の窓口を設けるように努めること。
2. 労働者から就業上の措置と保健指導の内容についてのインフォームドコンセントを受けよう努めること。

4) 教育

1. 労働衛生教育、健康教育、職場懇談会、広報誌などの機会を利用して、ウイルス肝炎に関する集団教育を実施すること。
2. 健康診断の問診時、事後措置、健康相談などを利用して、労働者に個別教育を実施すること。

5) 医療機関との連携

1. 事業者に対して、主治医などの治療者側と情報交換を行なうのは産業医等をはじめ産業保健専門職が適切であることについて理解を求めること。
2. 複数の産業保健専門職が一人の事例に関与する場合には、事例ごとに専門職内で情報交換や相談を行い、認識や意見の統一を図り、医療職としての業務を整理し機能の分担を調整しておくこと。

《3》産業医等への提言

1) ウイルス検査

No	同意	不要	修正	不要の理由または修正の内容
1				
2				
3				

2) 就労に関する意見

No	同意	不要	修正	不要の理由または修正の内容
1				
2				
3				
4				
5				

3) 相談・保健指導

No	同意	不要	修正	不要の理由または修正の内容
1				
2				

4) 教育

No	同意	不要	修正	不要の理由または修正の内容
1				
2				

5) 医療機関との連携

No	同意	不要	修正	不要の理由または修正の内容
1				
2				

《4》事業者への提言

1) ウイルス検査

1. 労働安全衛生法に基づく健康診断の機会を利用するなどして過去に肝炎ウイルス検査を受けたことのない労働者については、その受診を促すよう努めること。
2. 職域において肝炎ウイルス検査を実施する場合は、労働者の個別の同意に基づいて実施すること。労働者が同意を拒否した場合でも就業上の不利益を与えないこと。
3. 検査結果については検査を実施した医療機関が直接本人に通知するような体制とすること。また、事業者が検査結果を直接知ることがないような体制とすること。
4. 本人以外が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることがないような体制とすること。
5. 検査結果に関して、労働者が産業医等をはじめ産業看護職に相談できる体制とすること。
6. 労働安全衛生法に基づく健康診断の結果を受けて精密検査として肝炎ウイルス検査を受診した場合でも、その結果の提出は労働者の意志に従うこと。

2) 一次感染の予防

1. 血液などと接触する場合は、労働者に適切な保護具を着用させること。
2. 業務上の感染を前提とする B 型肝炎ワクチンの接種は労働者の経済的な負担をさせないように努めること。
3. 海外派遣労働者の対策においては、信頼できる現地の医療機関を事前に調査し、適切に対処できるように対応マニュアルを作成しておくこと。

3) 職場で感染のハイリスク事故が発生したときの対応

1. 事故後に実施するべき事項に関してマニュアルを作成しておくこと。
2. 産業医等が感染者および感染源となった者の両者に十分な説明を行い、医療機関を受診させるように勧めること。
3. 産業医等は、感染源となった者に対してウイルス検査を受診することの重要性を説明すること。
4. 検査結果は感染者および感染源となった者のみ伝達すること。双方以外が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることがないような体制とすること。

4) ウイルス肝炎の教育

1. 新入社員教育研修やその他の各種研修・教育のプログラムの中にウイルス肝炎に関する教育を組み入れること。
2. 管理監督者へのウイルス肝炎の健康教育により、不安や偏見をもたずに部下への対応を行なわせること。また、職場内でのウイルス肝炎の予防と就業上の配慮等に関する知識を持たせること。